

武富士会社更生手続開始決定を受けた 緊急110番のお知らせ

兵庫県弁護士会（消費者被害救済センター）では下記日時に「武富士問題緊急110番」を開催します。当会所属の弁護士が無料で電話相談に応じます。事案によっては継続相談・受任にも応じます。

◆武富士会社更生開始決定！

消費者金融大手「武富士」は平成22年9月28日に東京地裁に会社更生を申請いたしました。同年10月31日に会社更生手続開始決定がなされました。

武富士に対して過払い金返還請求権を有する顧客・元顧客は4ヶ月以内の範囲で指定される平成23年2月28日までに債権届出期間内に所定の方法で過払い債権を債権届出をしなければ権利を全て失う（失権する）ことになります。

もっとも武富士の管財人は、新聞広告やホームページ、コールセンター・ATMでの案内はするものの、全顧客に対して過払い債権を届け出を促す個別の告知をすることは見送る方針です。その結果、200万人を超えると言われる過払い債権者（完済者を含む）の多くが債権届出をしないまま権利を失ってしまうという危険性があります。また約90万人の取引継続中の顧客についても利息制限法引き直しにより、債務が減少・消滅するのみならず、やはり過払いとなっている人もいます。この場合はやはり債権届出が必要になります。

そこで様々な場面において武富士の顧客（完済顧客を含む）に対して過払い債権と会社更生に関する情報を告知して権利行使を促す必要があります。今回の110番もそれを目的とするものです。

◆110番の概要◆

【神戸・姫路】

日時 11月5日（金）10:00～16:00

電話番号 神戸：078-362-2611

姫路：079-288-5617

【尼崎】

日時 11月8日（月）10:00～16:00

電話番号 06-4869-3181

※いずれも電話相談（無料）となります。

なお、武富士からの借入をしている人の中には他の消費者金融等の借入をしている人もおります。この武富士会社更生をきっかけに債務整理を行うことも助言して行きたいと考えています。

また、債権届出や債務整理について法的支援が必要な方には相談担当弁護士が継続相談や受任して引き続き対応をします。